

告 示

埼玉県告示第七百七十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和五年七月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―二―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市梅田本町一丁目五千七百三十、五千七百三十一―二の各一部、五千七百四十一―一、五千七百四十一―三、五千七百四十一―四の各一部、五千七百五十一―一の一部、五千七百四十三―二、五千七百五十一―三、五千七百五十一―四、五千七百五十一―五、五千七百五十一―一、五千七百五十一―五
埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目四百九十三―九、五百十六―三、五百十七―一、五百十七―四、五百十八―五、五百二十一―一、五百二十一、五百二十四、五百二十七―二、五百二十七―六、五百二十八、五百三十五―三

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百五十九立方メートル